

認定こども園法の一部改正に係る
堺市社会福祉審議会規程の一部改正について

◆改正趣旨

令和7年4月25日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の一部が改正され、幼保連携型認定こども園の職員等による園児への虐待（以下「入園児虐待」という。）の防止等に関する規定が新たに設けられました。

この中で、入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した者による市への通告が義務となった他、通告を受けた市が必要な措置を講じたときは、措置の内容等を審議会等に報告するものと規定され、その施行期日は令和7年10月1日とされています。

このため、堺市では、本社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の「子ども虐待検証部会」が審議する事項に、入園児虐待を加えるものです。

【参考】認定こども園法（抜粋）

第二十七条の四

入園児虐待を受けたと思われる園児を発見した者は、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に通告しなければならない。

2～6（略）

第二十七条の五（略）

2 所管行政庁は、次に掲げる場合において、入園児虐待の防止又は園児の保護のため必要があると認めるときは、速やかに、園児の状況その他の前項の規定による通知、一般通告又は園児届出に係る事実を確認するための措置を講ずるものとする。

一 前項の規定による通知を受けた場合

二 自らが所管行政庁である幼保連携型認定こども園について一般通告又は園児届出を受けた場合

3 所管行政庁は、前項に規定する措置を講じた場合において、～（略）～、当該園児に係る幼保連携型認定こども園の設置者に対する指導又は助言その他の園児の安全な環境を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第二十七条の六

所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該措置に係る園児の状況その他の主務省令で定める事項を審議会等に報告するものとする。

2～3（略）

◆別添資料

資料 1-2 改正案（下線網掛け部分が改正対象）

資料 1-3 新旧対照表（下線網掛け部分が改正対象）

資料 1-4 児童福祉法等の一部を改正する法律（法律第 29 号）（抄）（認定こども園法関係）